


 安部
光壹
Kouichi Abe

穂積陳重と法窓夜話

1 はじめに

弁護士になって、ずっと私の頭にあったのは、明治時代の法曹達はどうやって裁判の仕方を覚え、その事実認定ができたかでした。

民法典は明治23年にできましたが（施行は明治31年）、どうやって裁判官は権利・義務という日本語を発明したり、事実認定のスキルを習得したのかです。

この思いをもとに、いろいろな文献を読みました。すると謎解きのようなスリリングさと明治の若者達が、楽しくまた血眼になって国家建設の熱い思いを抱いて駆け抜けていった跡が見えてきます。

本エッセイはそのような若者の一人穂積陳重にスポットライトを当てて、私なりに振り返ってみました。

2 時代背景

明治時代は多くの傑物、偉人らを輩出しました。穂積陳重（以下親しみを込めて陳重といいます）の生まれた時代背景を知るために、特にみんなの知っている著名人の生きた時代を示します。

- ①今、大河ドラマで注目されている西郷隆盛は、1828年1月23日（文政10年12月7日）生まれ、1877年（明治10年）9月24日死去、享年59歳。
- ②明治天皇は、1852年11月3日（嘉永5年9月22日）生まれ、1912年（明治45年）7月30日崩御、享年70歳。
- ③福沢諭吉は、1835年1月10日（天保5年12月12日）生まれ、1901年（明治34年）2月3日死去、享年66歳。
- ④大隈重信は、1838年3月11日（天保9年2月16日）生まれ、1922年（大正10年）1月10日死去、享年84歳。
- ⑤夏目漱石は、1867年2月9日（慶応3年1月5日）生まれ、1916年（大正5年）12月9日死去、享年49歳。

- ⑥森鷗外は、1862年2月17日(文久2年1月19日)生まれ、1922年(大正11年)7月9日死去、享年70歳。
- ⑦石川啄木は、1886年(明治19年)2月20日生まれ、1912年(大正元年)4月13日死去、享年26歳です。
- 彼らは明治維新の波の中で、明治という時代を生き抜いたわけです。

3 穂積陳重とは？

このような強烈な個性がひしめく明治時代にあって、陳重は1855年8月23日(安政2年)四国宇和島藩の国学者である家老重樹の子として生まれました。

明治維新の宇和島藩と言え、お隣の土佐藩の坂本龍馬ほどではないですが、村田蔵六(大村益次郎)が西洋兵学と蘭学を教えたり高野長英やシーボルトの娘が出没したり、活発な維新の舞台の一つとなっています。

今の宇和島は見る影が無いほどさびれています。私は以前、破産事件の調査で一度出掛けたことがあります。

宇和島藩の藩主伊達宗城は前藩主からの殖産興業を受け継ぎ、更に富国強兵策をとって幕政にも関与しました。福井藩主松平春嶽、土佐藩主山内容堂、薩摩藩主島津斉彬と並び幕末の四賢候と称されました。陳重はその宇和島藩で国学を教える国学者の次男として生まれたのです。長兄重頼は第一国立銀行頭取、弟は陳重と同じ東大教授で「民法出でて忠孝亡ぶ」と言わしめた八束です。陳重の妻歌子は渋沢栄一の長女で、現在のセレブとなる家系のもとで育てられました。

4 宇和島藩から最優等生として推挙された陳重は、1870年(明治3年)15歳の時に、大学南校(明治政府設立の洋学校、徳川幕府の昌平黌、医学所の継承)の貢進生(全国259藩より選ばれた約300名の若者)として入学。1876年(明治7年)21歳で、ロンドン大学キングズカレッジ入学、同年中にミドルテンブル法曹院に入学し、3年後バリスター(法廷弁護士)の称号を受けました。その卒業試験は一等賞だったとのこと。

1880年(明治13年)にはドイツに移り、ベルリン大学に入学しました。1881年(明治14年)に同大学を卒業し、帰国後東京大学講師、そして教授に就任し、民法・比較法・法史学・法哲学の幅広い分野で先駆者として、我が国の法学教育・司法を牽引しました。1912年(大正元年)同大学を退職しました。

その間、1891年(明治24年)大津事件(ロシアの皇太子が大津市で警備にあたった巡査に斬りつけられ負傷した暗殺未遂事件)で、同郷の大審院長児島惟謙を激励し、犯人死刑論を非難したり、明治23年に制定された民法典の延期を主張し、旧民法を停止に追い込んだ事件は有名です。陳重はどうも急速な民権化、権利性の確立には抵抗があったようです。

その後も東京帝国大学法学部[※]のシンボルとして、1915年12月1日には男爵となり、翌年には枢密顧問官に就任したり、1922年（大正11年）には日本を訪れたアインシュタイン夫妻の公式歓迎会に出席したり、日本の司法界の代表として72歳の生涯を終える1926年（大正15年）まで、その名声は消えることがありませんでした。

※ 1886年（明治16年）より東京大学から東京帝国大学に名称を変更。

5 しかし彼のきらびやかな生涯を振り返ると、どうしても二つの疑問が湧きます。

一つは、幼少の頃からスーパースターと言われ、イギリスでは一番の成績で卒業したのに、どうして再び日本に帰って来たのかです。あの時イギリスに残り、国際弁護士として活躍すれば、きっと巨万の富が得られたであろうになぜその気にならなかったのかです。（今の海外留学生はきっとこんな「バカ」なことはしないでしよう。）

もう一つは、法曹界を担うスーパースターでありながら、今一つ突出した名声が聞こえてこないのです。有名な民法論争は、東大のフランス派梅謙次郎先生とドイツ派富井政章先生との二人の論争だと私は聞いています。

6 ところで私は、昨年末からこの陳重の生涯と、前述の裁判官の事実認定スキルは如何にして取得し得たかという点について調べる中で、私なりの出来事がありました。

一つは、陳重の書いた「法窓夜話」「続法窓夜話」（どちらも岩波文庫）と出会ったことです。

もう一つは、九州大学法学部の日本法制史和仁かや教授とお話する機会を得たことです。

7 まずこの「法窓夜話」「続法窓夜話」は実に面白い書物でした。まさに古今東西の法律制度をそれぞれ100のエピソードで紹介されています。

- (1) 例えば世界で最も長い訴訟の話。それはイギリスのバークレー事件で、1416年に始まり1609年に終わり、前後190年間続いたとのこと。
- (2) 江戸幕府が喫煙禁止令を出した話。
- (3) ハムラビ法典の話。
- (4) 「臣民」の由来、「憲法」の訳語の由来、法廷のかつら（wig）の由来。
- (5) とりわけ面白かったのは、「三百代言」と「咎めことば」です。アメリカでは、三百代言を「shystar」とか「petiti fogger」と言うらしいです。弁護士のいかさま性（？）に興味を持った陳重も実に面白いです。この言葉をアメリカ人に聞いてみますと、知らないという人の方が多かったです。という事は、

アメリカ人の知らない事さえ知っていたということでしょうか？

- (6) もう一つの「咎めことば」は、徳川幕府の刑事裁判の宣告書は極めて形式的で、その量刑の基礎となるべき「咎め言葉」を冠するのを定式としていました。それは三種類あって「不届（ふとどき）、不埒（ふらち）、不束（ふつつか）」です。これらは日常用語でも時々見受けられるものですが、私が弁護士になりたての頃の刑事判決には、これらの言葉を見たことがあります。
- (7) このように、法律にかかわらず様々なエピソードを綴っている陳重という人は、どんな人か興味が沸々と湧いてきました。それを解く鍵が「法窓夜話」の序文にありました。

陳重の子で同じく東大法学部の教授となった穂積重遠は以下のようにこの書物の出来た経緯について記しています。

「父は話好きであります。私が子供の時には、父は御定まりの桃太郎から初めて大江山鬼退治の話などをしてくれたものです。私がだんだん成人するとともに、父の話も次第に子供離れがして来まして、私が法科大学生の時代には、自然法律談が多く出ることになりました。しかし父はむつかしい法理論や、込み入った権利義務の話はあまりしませんでした。私とても学校でさんざん聞かされた後ですから、面倒な話はなるべく御免蒙りたい方です。父が好んで話した法律談は、法律史上の逸話、珍談、古代法の奇妙な規則、慣習、法律家の逸事、さては大岡裁きといったような、いわゆるアネクドーツでありました。毎夜十時というのがいつか父と私との間の不文法になって、私は父の話を聴くのが楽しいのか、あるいは自分の勉強を止めるのが嬉しいのか、いつもその時刻を待ち兼ねて父の書齋を叩きます。父もいい加減読書に倦み執筆に労れた頃とて、直ちに筆を擱き机を離れ、冬はストーブを囲み、夏はヴェランダに椅子を並べ、打ちくつろいで茶を啜り菓子をつまみながら、順序もなく連絡もなく、思い附くままに前申すような法律談をするのが常でした。」

なんとほのぼのとする親子愛の情景でしょうか？法律の話が御伽話となって、親子の間で毎晩現れてくるのです。千夜一夜物語のようでもあります。古今東西の知識を知り尽くした稀代の法律家が、実は現代にも通じる（？）優しい家庭人だったとは！

8 もう一つは、なぜ明治の法律家は西洋の法律の知識、効用、そして限界を理解しえたのかについてはまだ解答を得ていない状況でした。裁判のスキル、法律制度の確立は語学の天才がいるだけではすまないと思います。日本人が一気にローマ法、ゲルマン法、英米法のエッセンスを我が国のものとして吸収できたものは

何なのかについてずっとその答えを探していました。そしてある時、私は日本の刑罰制度や江戸事件が当時のロンドンと同じくらい裁判が多かったという話を知り、その理由を九州大学法学部日本法制史の和仁かや教授に尋ねに行きました。色々雑談の後、私がどうして明治の法曹達はいち早く西洋の裁判制度を取得できたのかについて質問をしました。すると教授はしばらく考えた挙句、それは当時のエリート達は皆漢文の素養があったからではないですかと言われました。うーんそうなのか！そうか！漢文の素読の効果がただ漢字を知るだけではなく、その論理思考、知的世界の構築に役立ったのかもかもしれません。英語だけ分かっている、「権利」「憲法」「請求権」「債権」「債務」などの言葉は思いつきません。先にちらっと紹介した夏目漱石や森鷗外も語学の才能の前提として、漢文の素養があったことが指摘されています。

日本で最初のノーベル賞をもらった湯川秀樹も同じことを言っていたように記憶しています。

9 最後にこのような稀代の学者であり、家族を愛する家庭人であり、こよなく日本を愛した陳重の二つのエピソードを紹介します。

- (1) 陳重には死後、出身地の宇和島で銅像の建立の話が持ち上がりました。しかし遺族は、陳重が「老生は銅像にて仰がるより（人に踏まれながら）万人の渡らるる橋となりたし」と言っていたことからそれを固く辞退しました。そして、銅像の代わりに改築中の本開橋を「穂積橋」と命名することになったそうです。宇和島市にはそのことを記した記念碑が立っているということです。なんとヒューマニストであり、法の神髄を理解した陳重らしいエピソードだと思いました。
- (2) もう一つは、民法典制定にあたっての陳重の言葉で、「難解の法文は専制の表徴である。平易なる法文は民権の保障である。」（「法律進化論の第二冊」）というのがあります。現代の頻繁でおびただしい法律制定と改正を考えると、つくづく陳重の言葉が当てはまります。会社法が一举に約1000条、同施行規則が約200条、会社計算規則が約160条にもなりました。これでは立法者以外に誰も会社法の内容を理解できません。法律が民権の保障どころか専制の表徴→個人の萎縮に繋がっていることは明らかでしょう。

10 名だたる明治の群像の中に、法曹の分野でかくもカッコイイ法学徒がいることを分かって頂けたでしょうか。長くなってしまいましたが、この長文の中に私の今の法と裁判のしくみの中に晦渋と葛藤があることを汲み取って頂ければと思います。